公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

2. 公立学校施設について、都市自治体が新増築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。 また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

- 3. 学校 I C T環境整備について、十分な財政措置を講じること。 また、校務支援システム整備等に対する財政措置を拡充すること。
- 4. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。

また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、無償または大幅 に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。

- 5.「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
- 6.小中学校の統廃合や小中一貫教育の推進に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、 財政措置の拡充を図ること。
- 7. 社会教育施設等の大規模改修について、財政措置を講じること。
- 8. 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、競技会場等のユニバーサルデザ

イン化を推進するための支援を拡充するとともに、「心のバリアフリー」の普及啓発を 推進すること。

また、選手育成・強化のため、地域のスポーツ環境整備等に対する支援を拡充すること。

9. 東日本大震災関係について

公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措置を 継続するとともに、事業補助率を一律2/3とし、改修事業については補助単価を実 施単価とするよう国庫補助制度の見直しを図ること。

また、繰越となる事業について、手続きを簡素化する等配慮すること。